

議第12号

高山市都市公園条例の一部を改正する条例について

高山市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月26日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

一部の都市公園の管理を直営に移行するため改正しようとする。

高山市都市公園条例の一部を改正する条例

高山市都市公園条例（昭和41年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条の5 次に掲げる都市公園（以下「指定施設」という。）の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>北山公園</u></p> <p>(3) <u>赤保木公園</u></p> <p>(4) <u>宮川緑地公園</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>市制50周年記念公園中橋公園</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>車田史跡公園</u></p> <p>(9) <u>市民広場</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) <u>宮川水辺ふれあい公園</u></p> <p>(12) <u>川上別邸史跡公園</u></p> <p>(13)・(14) (略)</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条の5 次に掲げる都市公園（以下「指定施設」という。）の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に改正前の高山市都市公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の高山市都市公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 3 改正後の高山市都市公園条例の規定により都市公園の管理を行うための準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。